

(案)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の  
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の  
方向性について

平成 21 年 5 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

(案)

政 委 第 号  
平成 21 年 5 月 日

文 部 科 学 大 臣  
塩 谷 立 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長 岡 素 之

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な  
事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

今般、当委員会は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、国立大学法人等の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、国立大学法人等及び国立大学法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業  
の改廃に関する勧告の方向性（案）

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業については、以下の方向で見直しを行うものとする。

**第1 国立大学改革の推進**

国立大学及び大学共同利用機関の法人化は、①個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開、②国民への説明責任の重視と競争原理の導入、③経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現を基本理念とし、自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することをねらいとして進められてきた。これらの国立大学改革の推進状況については、毎年度、文部科学省が取りまとめ、公表しており、第1期中期目標期間中に各法人において法人化の趣旨に沿った取組がなされているが、なお改善を要する点が種々あることから、第2期中期目標期間においては、以下の措置を講ずるものとする。

1 国立大学法人の理念・目標の明確化

国立大学法人は、公的支出に支えられる大学を運営する法人として、その存立の意義を明らかにすることが常に求められている。また、18歳人口の減少により学生の獲得をめぐる競争が生じている中で、各大学は、国際化・国際競争力の向上、地域社会への貢献、産業構造の変化に対応し得る人材養成・研究開発等の多様なニーズに応え、個性・特色のある教育研究を展開し、機能別分化を進めることが求められている。

このような状況を踏まえ、国立大学法人は、中期目標・中期計画において、各法人の理念や目標をより一層明確にするとともに、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、当該目標の実現に向けた具体的な取組内容を明らかにするものとする。

## 2 大学共同利用機関法人の一体的運営に向けた取組の明確化

大学共同利用機関法人は、16の大学共同利用機関を4つの法人に再編して発足したものであり、各法人が一体的な運営を図ることにより、新たな学問分野の創出、事務処理体制の効率化等の効果が期待されている。

このような再編の効果を十分に発揮する観点から、大学共同利用機関法人は、中期目標・中期計画において、教育研究面及び管理運営面における一体的運営に向けた具体的な取組内容を明らかにするものとする。

## 3 運営費交付金の配分

第2期中期目標期間における運営費交付金について、文部科学省は、第三者評価に基づき適正な競争原理を導入するとの基本理念に沿って、第1期中期目標期間における各法人の教育研究面での成果や実績が適切に反映され、重点的な配分ができるような仕組みとするものとする。

また、運営費交付金のうち、各法人の個性に応じた意欲的な取組を支援するために配分する経費について、文部科学省は、配分の前提となった取組の状況について検証するものとする。

## 4 経営協議会の機能の発揮状況の明確化

国立大学法人及び大学共同利用機関法人には、国民の幅広い意見を個々の法人の運営に適切に反映させる観点から経営協議会が設けられており、委員の半数以上を外部有識者から任命し、法人の経営に関する事項を審議することとされている。しかしながら、経営協議会に関する情報の公表状況をみると、議事内容を公表していない法人があるほか、議事内容を公表している法人であっても、具体的にどのような意見が出され、どのように法人運営に反映されたのかは必ずしも明らかではない状況もみられる。経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、経営協議会における意見の内容及びその反映状況等の情報を公表するものとする。

## 5 国民への積極的な情報提供

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、国民に対する説明責任を果たす上で、

法人の運営全般にわたって積極的な情報の提供が求められている。各法人は、組織・業務・財務に関する情報を始めとした幅広い情報を公表しているものの、例えば卒業後の進路に関する情報については、入学希望者の大学選択に資するのみならず、大学の教育成果を測る指標でもあるが、企業別就職者数が公表されていないものがある等、必ずしも利用者の立場に立った情報の提供がなされているとはいえない状況もみられる。国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、利用者の立場に立った分かりやすい情報を提供するものとする。

## 第2 その他の業務全般に関する見直し

### 1 全国共同利用型研究施設における機能の発揮状況の検証

共同利用・共同研究拠点として認定した国立大学法人の附置研究所・研究施設について、共同利用・共同研究機能に係る経費を国が重点的に支援することにかんがみ、文部科学省は、その機能の発揮状況について検証し、その結果を公表するものとする。

### 2 総人件費改革の推進

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする総人件費の削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

なお、総人件費の削減に当たっては、例えば、人員配置の見直しや人事評価の活用等により効率的な業務運営が図られるよう留意するものとする。

### 3 随意契約の見直し

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、原則として一般競争入札等による契約を行うものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 各法人が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを行うよう要請するものとする。

#### 4 保有資産の見直し

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、土地の処分収入の一部が国立大学法人及び大学共同利用機関法人全体の施設整備に充てられることにかんがみ、減損会計の情報等も活用し、資産を保有する必要性について不断に見直すとともに、不要とされた資産の売却処分を進めるものとする。